

○新下水道事業経営戦略(案)の主な変更点

No.	資料ページ	変更前	変更後																																																														
1	目次(ii) 6行目	2 計画の 進捗 と点検・進捗管理の方法	2 計画の 推進 と点検・進捗管理の方法																																																														
2	P15 中段		<p>県下市の下水道使用料比較表の追加</p> <p>県下市の下水道使用料比較表（公共下水道事業・令和5年度末）</p> <table border="1"> <caption>県下市の下水道使用料比較表（公共下水道事業・令和5年度末）</caption> <thead> <tr> <th>市</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>芦屋市</td><td>1,450</td></tr> <tr><td>尼崎市</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>伊丹市</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>神戸市</td><td>1,750</td></tr> <tr><td>西宮市</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>宝塚市</td><td>1,850</td></tr> <tr><td>川西市</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>明石市</td><td>2,150</td></tr> <tr><td>三田市</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>高砂市</td><td>2,250</td></tr> <tr><td>たつの市</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>赤穂市</td><td>2,350</td></tr> <tr><td>加古川市</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>洲本市</td><td>2,450</td></tr> <tr><td>姫路市</td><td>2,629</td></tr> <tr><td>三木市</td><td>2,650</td></tr> <tr><td>宍粟市</td><td>2,700</td></tr> <tr><td>南あわじ市</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>小野市</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>丹波篠山市</td><td>2,850</td></tr> <tr><td>朝来市</td><td>2,900</td></tr> <tr><td>加東市</td><td>2,950</td></tr> <tr><td>相生市</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>淡路市</td><td>3,050</td></tr> <tr><td>豊岡市</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>西脇市</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>加西市</td><td>3,200</td></tr> <tr><td>養父市</td><td>3,250</td></tr> <tr><td>丹波市</td><td>3,300</td></tr> <tr><td>平均</td><td>2,667</td></tr> </tbody> </table>	市	使用料(円)	芦屋市	1,450	尼崎市	1,650	伊丹市	1,700	神戸市	1,750	西宮市	1,800	宝塚市	1,850	川西市	2,100	明石市	2,150	三田市	2,200	高砂市	2,250	たつの市	2,300	赤穂市	2,350	加古川市	2,400	洲本市	2,450	姫路市	2,629	三木市	2,650	宍粟市	2,700	南あわじ市	2,750	小野市	2,800	丹波篠山市	2,850	朝来市	2,900	加東市	2,950	相生市	3,000	淡路市	3,050	豊岡市	3,100	西脇市	3,150	加西市	3,200	養父市	3,250	丹波市	3,300	平均	2,667
市	使用料(円)																																																																
芦屋市	1,450																																																																
尼崎市	1,650																																																																
伊丹市	1,700																																																																
神戸市	1,750																																																																
西宮市	1,800																																																																
宝塚市	1,850																																																																
川西市	2,100																																																																
明石市	2,150																																																																
三田市	2,200																																																																
高砂市	2,250																																																																
たつの市	2,300																																																																
赤穂市	2,350																																																																
加古川市	2,400																																																																
洲本市	2,450																																																																
姫路市	2,629																																																																
三木市	2,650																																																																
宍粟市	2,700																																																																
南あわじ市	2,750																																																																
小野市	2,800																																																																
丹波篠山市	2,850																																																																
朝来市	2,900																																																																
加東市	2,950																																																																
相生市	3,000																																																																
淡路市	3,050																																																																
豊岡市	3,100																																																																
西脇市	3,150																																																																
加西市	3,200																																																																
養父市	3,250																																																																
丹波市	3,300																																																																
平均	2,667																																																																
3	P15 下段	<p><u>平均的な一般家庭における下水道使用料のモデルケースとして、1か月当たり20m³使用時の下水道使用料を中核市及び県下市と比較した場合、姫路市は2,629円で、中核市平均(2,619円)と同程度の水準となっています。</u></p>	<p>平均的な一般家庭における下水道使用料のモデルケースとして、1か月当たり20m³使用時の下水道使用料を中核市及び県下市と比較した場合、姫路市は2,629円で、中核市及び県下市の平均と同程度の水準となっています。ただし、自治体間の人口規模、下水道施設の整備時期、地理的な環境等の相違により、単純比較できない点には留意する必要があります。</p>																																																														

No.	資料ページ	変更前	変更後																																																																																																			
4	P18	<table border="1"> <caption>変更前: 下水道関係職員数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>正規</th> <th>再任用</th> <th>うち技術職</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>53</td><td>10</td><td>53</td><td>108</td></tr> <tr><td>H29</td><td>51</td><td>10</td><td>51</td><td>105</td></tr> <tr><td>H30</td><td>55</td><td>10</td><td>55</td><td>107</td></tr> <tr><td>R1</td><td>54</td><td>10</td><td>54</td><td>99</td></tr> <tr><td>R2</td><td>57</td><td>10</td><td>57</td><td>99</td></tr> <tr><td>R3</td><td>57</td><td>10</td><td>57</td><td>99</td></tr> <tr><td>R4</td><td>58</td><td>10</td><td>58</td><td>98</td></tr> <tr><td>R5</td><td>50</td><td>9</td><td>50</td><td>91</td></tr> </tbody> </table>	年度	正規	再任用	うち技術職	合計	H28	53	10	53	108	H29	51	10	51	105	H30	55	10	55	107	R1	54	10	54	99	R2	57	10	57	99	R3	57	10	57	99	R4	58	10	58	98	R5	50	9	50	91	<p>グラフ(下水道関係職員数の推移)への会計年度任用職員の追加</p> <table border="1"> <caption>変更後: 下水道関係職員数の推移 (会計年度任用職員追加)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>正規</th> <th>再任用</th> <th>会計年度</th> <th>うち技術職</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>53</td><td>10</td><td>0</td><td>53</td><td>108</td></tr> <tr><td>H29</td><td>51</td><td>10</td><td>0</td><td>51</td><td>105</td></tr> <tr><td>H30</td><td>55</td><td>10</td><td>0</td><td>55</td><td>107</td></tr> <tr><td>R1</td><td>54</td><td>10</td><td>0</td><td>54</td><td>99</td></tr> <tr><td>R2</td><td>57</td><td>10</td><td>0</td><td>57</td><td>99</td></tr> <tr><td>R3</td><td>57</td><td>10</td><td>0</td><td>57</td><td>99</td></tr> <tr><td>R4</td><td>58</td><td>10</td><td>0</td><td>58(2)</td><td>105</td></tr> <tr><td>R5</td><td>50</td><td>9</td><td>8</td><td>50(2)</td><td>99</td></tr> </tbody> </table> <p>() 内は、技術職のうち、会計年度任用職員*の内数について外書き。</p>	年度	正規	再任用	会計年度	うち技術職	合計	H28	53	10	0	53	108	H29	51	10	0	51	105	H30	55	10	0	55	107	R1	54	10	0	54	99	R2	57	10	0	57	99	R3	57	10	0	57	99	R4	58	10	0	58(2)	105	R5	50	9	8	50(2)	99
年度	正規	再任用	うち技術職	合計																																																																																																		
H28	53	10	53	108																																																																																																		
H29	51	10	51	105																																																																																																		
H30	55	10	55	107																																																																																																		
R1	54	10	54	99																																																																																																		
R2	57	10	57	99																																																																																																		
R3	57	10	57	99																																																																																																		
R4	58	10	58	98																																																																																																		
R5	50	9	50	91																																																																																																		
年度	正規	再任用	会計年度	うち技術職	合計																																																																																																	
H28	53	10	0	53	108																																																																																																	
H29	51	10	0	51	105																																																																																																	
H30	55	10	0	55	107																																																																																																	
R1	54	10	0	54	99																																																																																																	
R2	57	10	0	57	99																																																																																																	
R3	57	10	0	57	99																																																																																																	
R4	58	10	0	58(2)	105																																																																																																	
R5	50	9	8	50(2)	99																																																																																																	
5	P25 1行目	<p><u>計画に基づき老朽化対策を推進することにより、年間の管渠改善率を0.30%まで引き上げ、維持するとともに、管渠老朽化率については令和16年度末時点において17.6%を目標に設定します。</u></p>	<p>計画に基づき老朽化対策を推進することにより、年間の管渠改善率を0.30%まで引き上げ、維持するとともに、管渠老朽化率については令和16年度末時点において17.6%までに抑えることを目標に設定します。</p>																																																																																																			

No.	資料ページ	変更前	変更後																																																																																																
6	P32	今後10年間の投資事業																																																																																																	
		【10年間の投資事業】																																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>管理指標</th> <th>具体的な内容</th> <th>目標 (R7~R16)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">老朽化対策</td> <td>汚水管渠の簡易点検</td> <td>管口からのカメラ調査など簡易点検の実施</td> <td>1,000km</td> </tr> <tr> <td>汚水管渠の調査延長</td> <td>ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施</td> <td>200km</td> </tr> <tr> <td>汚水管渠の更生延長</td> <td>ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施</td> <td>100km</td> </tr> <tr> <td>処理場の改築更新</td> <td>施設の改築、設備の更新など 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>前処理場の改築更新</td> <td>施設の改築、設備の更新など 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場の改築更新</td> <td>施設の改築、設備の更新など</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐震化 (災害時における機能確保)</td> <td>重要な幹線等の耐震化率</td> <td>重要な幹線等の耐震化率 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率</td> <td>処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)</td> <td>42.9%</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場（揚水施設）耐震化率</td> <td>ポンプ場（揚水施設）耐震化率 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)</td> <td>62.5%</td> </tr> <tr> <td>耐水化</td> <td>下水道施設の耐水化</td> <td>姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所</td> <td>15箇所</td> </tr> <tr> <td>浸水対策</td> <td>雨水処理施設の整備</td> <td>施設の建設、設備の設置など 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設統合</td> <td>コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合</td> <td>管渠の整備、設備の設置など コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター</td> <td>17箇所</td> </tr> <tr> <td>前処理場の統合</td> <td>管渠の整備、設備の設置など 高木前処理場の四郷前処理場への統合（R10完了予定）</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業	管理指標	具体的な内容	目標 (R7~R16)	老朽化対策	汚水管渠の簡易点検	管口からのカメラ調査など簡易点検の実施	1,000km	汚水管渠の調査延長	ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施	200km	汚水管渠の更生延長	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施	100km	処理場の改築更新	施設の改築、設備の更新など 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター	5箇所	前処理場の改築更新	施設の改築、設備の更新など 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）	4箇所	ポンプ場の改築更新	施設の改築、設備の更新など	5箇所	耐震化 (災害時における機能確保)	重要な幹線等の耐震化率	重要な幹線等の耐震化率 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等	30%	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)	42.9%	ポンプ場（揚水施設）耐震化率	ポンプ場（揚水施設）耐震化率 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)	62.5%	耐水化	下水道施設の耐水化	姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所	15箇所	浸水対策	雨水処理施設の整備	施設の建設、設備の設置など 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線	5箇所	施設統合	コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合	管渠の整備、設備の設置など コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター	17箇所	前処理場の統合	管渠の整備、設備の設置など 高木前処理場の四郷前処理場への 統合 （R10完了予定）	1箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>管理指標</th> <th>具体的な内容</th> <th>目標 (R7~R16)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">老朽化対策</td> <td>汚水管渠の簡易点検</td> <td>管口からのカメラ調査など簡易点検の実施</td> <td>1,000km</td> </tr> <tr> <td>汚水管渠の調査延長</td> <td>ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施</td> <td>200km</td> </tr> <tr> <td>汚水管渠の更生延長</td> <td>ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施</td> <td>100km</td> </tr> <tr> <td>処理場の改築更新</td> <td>【施設の改築、設備の更新など】 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>前処理場の改築更新</td> <td>【施設の改築、設備の更新など】 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場の改築更新</td> <td>施設の改築、設備の更新など</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐震化 (災害時における機能確保)</td> <td>重要な幹線等の耐震化率</td> <td>【重要な幹線等の耐震化率】 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率</td> <td>【処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率】 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)</td> <td>42.9%</td> </tr> <tr> <td>ポンプ場（揚水施設）耐震化率</td> <td>【ポンプ場（揚水施設）耐震化率】 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)</td> <td>62.5%</td> </tr> <tr> <td>耐水化</td> <td>下水道施設の耐水化</td> <td>【姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施】 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所</td> <td>15箇所</td> </tr> <tr> <td>浸水対策</td> <td>雨水処理施設の整備</td> <td>【施設の建設、設備の設置など】 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設統合</td> <td>コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合</td> <td>【管渠の整備、設備の設置など】 コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター</td> <td>17箇所</td> </tr> <tr> <td>前処理場の統合</td> <td>【管渠の整備、設備の設置など】 高木前処理場の四郷前処理場への統合（R10完了予定）</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業	管理指標	具体的な内容	目標 (R7~R16)	老朽化対策	汚水管渠の簡易点検	管口からのカメラ調査など簡易点検の実施	1,000km	汚水管渠の調査延長	ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施	200km	汚水管渠の更生延長	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施	100km	処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター	5箇所	前処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）	4箇所	ポンプ場の改築更新	施設の改築、設備の更新など	5箇所	耐震化 (災害時における機能確保)	重要な幹線等の耐震化率	【重要な幹線等の耐震化率】 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等	30%	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率	【処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率】 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)	42.9%	ポンプ場（揚水施設）耐震化率	【ポンプ場（揚水施設）耐震化率】 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)	62.5%	耐水化	下水道施設の耐水化	【姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施】 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所	15箇所	浸水対策	雨水処理施設の整備	【施設の建設、設備の設置など】 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線	5箇所	施設統合	コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合	【管渠の整備、設備の設置など】 コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター	17箇所	前処理場の統合	【管渠の整備、設備の設置など】 高木前処理場の四郷前処理場への 統合 （R10完了予定）	1箇所
		事業	管理指標	具体的な内容	目標 (R7~R16)																																																																																														
		老朽化対策	汚水管渠の簡易点検	管口からのカメラ調査など簡易点検の実施	1,000km																																																																																														
			汚水管渠の調査延長	ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施	200km																																																																																														
			汚水管渠の更生延長	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施	100km																																																																																														
			処理場の改築更新	施設の改築、設備の更新など 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター	5箇所																																																																																														
			前処理場の改築更新	施設の改築、設備の更新など 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）	4箇所																																																																																														
			ポンプ場の改築更新	施設の改築、設備の更新など	5箇所																																																																																														
耐震化 (災害時における機能確保)	重要な幹線等の耐震化率		重要な幹線等の耐震化率 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等	30%																																																																																															
	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率	処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)	42.9%																																																																																																
	ポンプ場（揚水施設）耐震化率	ポンプ場（揚水施設）耐震化率 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)	62.5%																																																																																																
耐水化	下水道施設の耐水化	姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所	15箇所																																																																																																
浸水対策	雨水処理施設の整備	施設の建設、設備の設置など 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線	5箇所																																																																																																
施設統合	コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合	管渠の整備、設備の設置など コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター	17箇所																																																																																																
	前処理場の統合	管渠の整備、設備の設置など 高木前処理場の四郷前処理場への 統合 （R10完了予定）	1箇所																																																																																																
事業	管理指標	具体的な内容	目標 (R7~R16)																																																																																																
老朽化対策	汚水管渠の簡易点検	管口からのカメラ調査など簡易点検の実施	1,000km																																																																																																
	汚水管渠の調査延長	ストックマネジメント計画に基づく詳細調査の実施	200km																																																																																																
	汚水管渠の更生延長	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事の実施	100km																																																																																																
	処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 中部処理場、東部処理場、大塩処理場、清水苑、家島浄化センター	5箇所																																																																																																
	前処理場の改築更新	【施設の改築、設備の更新など】 高木川西前処理場、高木前処理場、四郷前処理場、福井前処理場 ※高木前処理場は、四郷前処理場へ統合予定（R10完了予定）	4箇所																																																																																																
	ポンプ場の改築更新	施設の改築、設備の更新など	5箇所																																																																																																
	耐震化 (災害時における機能確保)	重要な幹線等の耐震化率	【重要な幹線等の耐震化率】 R5 26.5%(24.3km/91.6km)→R16 30%(27.5km/91.6km) ※重要な幹線等…緊急輸送路の横断部等	30%																																																																																															
処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率		【処理場（揚水、消毒、沈殿施設）耐震化率】 R5 14.3%(1箇所/7箇所)→R16 42.9%(3箇所/7箇所)	42.9%																																																																																																
ポンプ場（揚水施設）耐震化率		【ポンプ場（揚水施設）耐震化率】 R5 50%(8箇所/16箇所)→R16 62.5%(10箇所/16箇所)	62.5%																																																																																																
耐水化	下水道施設の耐水化	【姫路市耐水化計画に基づく耐水化工事の実施】 終末処理場 1箇所（清水苑）、前処理場 3箇所（高木、四郷、高木川西）、ポンプ場 11箇所	15箇所																																																																																																
浸水対策	雨水処理施設の整備	【施設の建設、設備の設置など】 大塩ポンプ場、八家川第六ポンプ場、御着雨水貯留施設、中島増補管、東辻井幹線	5箇所																																																																																																
施設統合	コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への統合	【管渠の整備、設備の設置など】 コミュニティ・プラント（前之庄、古知、置塩南、寺、菅生淵、安志・長野） 農業集落排水（多田、北山田、南山田、西山田、牧野、太尾、船津北部、上野、船津南部、打越・毛野） 城山浄化センター	17箇所																																																																																																
	前処理場の統合	【管渠の整備、設備の設置など】 高木前処理場の四郷前処理場への 統合 （R10完了予定）	1箇所																																																																																																

No.	資料ページ	変更前	変更後																																																																																																																																				
7	P45 中段	<u>「(1)水需要の見通し」から「(4)維持管理費および資本費の見通し」までを踏まえた上で、現行の下水道使用料を維持した場合、使用料収入が減少する一方、一般会計からの繰入金が増加する見通しです。</u>	「(1)水需要の見通し」から「(4)維持管理費および資本費の見通し」までを踏まえた上で、現行の下水道使用料を維持した場合の収支見通しを次ページに掲載しています。経常収支は収支均衡(純損益0円)で推移しますが、収益的収入の内訳を見た場合、下水道使用料は減少傾向となり、それに対し、一般会計繰入金が増加傾向となる見込みです。																																																																																																																																				
8	P48 中段	◆ 下水道使用料の考え方 ・令和7～11年度までの5年間、使用料対象経費および資産維持費を適正に回収するため、令和7年度に平均15.8%の使用料改定の実施	◆ 下水道使用料の考え方 ・令和7～11年度までの5年間で、使用料対象経費および資産維持費を使用料により適正に賄うようにするため、令和7年度に平均15.8%の使用料改定を実施(64億円の使用料収入を確保)																																																																																																																																				
9	P51 上段	(5)投資・財政計画(使用料改定後) ➢ <u>使用料改定を反映し、投資・財政計画の見直しを行いました。収益的収支の経常収支では、使用料改定により一般会計からの繰入額が減少し、資産維持費相当分の利益を計上しています。</u> ➢ 収益的収支及び資本的収支の詳細な内容については、 <u>巻末に参考資料として</u> 掲載しています。(総務省「経営戦略ひな形様式」を使用)	(5)投資・財政計画(使用料改定後) ➢ 収支見通し及び財源試算を踏まえ、投資・財政計画の見直しを行いました。 ➢ 46ページの収支見通しの表と比較した場合、使用料改定の効果により、収益的収入の下水道使用料が増加し、一般会計繰入金は減少します。 また、下水道使用料の増加分のうち、資産維持費として算入した分を将来の更新財源として積み立てるには、資産維持費相当額を利益として計上する必要があるため、経常収支は黒字化します。 ➢ 収益的収支*及び資本的収支*の詳細な内容については、 <u>次ページ以降</u> に掲載しています。(総務省「経営戦略ひな形様式」を使用)																																																																																																																																				
10	P51 下段 (表の一部を抜粋)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目/年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> <th>R14</th> <th>R15</th> <th>R16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>199</td> <td>201</td> <td>202</td> <td>204</td> <td>205</td> <td>207</td> <td>207</td> <td>207</td> <td>208</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>99</td> <td>98</td> <td>97</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>95</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>長期前受金戻入</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	収益的収入	199	201	202	204	205	207	207	207	208	210	下水道使用料	100	100	99	99	98	97	97	96	95	94	長期前受金戻入	41	42	42	42	43	44	44	43	44	45	一般会計繰入金	56	57	59	61	62	64	64	66	67	69	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目/年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> <th>R12</th> <th>R13</th> <th>R14</th> <th>R15</th> <th>R16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>199</td> <td>201</td> <td>202</td> <td>204</td> <td>205</td> <td>207</td> <td>207</td> <td>208</td> <td>209</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>98</td> <td>98</td> <td>97</td> <td>97</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>長期前受金戻入</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	収益的収入	199	201	202	204	205	207	207	208	209	210	下水道使用料	100	100	99	98	98	97	97	96	96	94	長期前受金戻入	41	42	42	43	43	44	44	44	44	45	一般会計繰入金	56	57	59	61	62	64	64	66	67	69	その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16																																																																																																																													
収益的収入	199	201	202	204	205	207	207	207	208	210																																																																																																																													
下水道使用料	100	100	99	99	98	97	97	96	95	94																																																																																																																													
長期前受金戻入	41	42	42	42	43	44	44	43	44	45																																																																																																																													
一般会計繰入金	56	57	59	61	62	64	64	66	67	69																																																																																																																													
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																													
項目/年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16																																																																																																																													
収益的収入	199	201	202	204	205	207	207	208	209	210																																																																																																																													
下水道使用料	100	100	99	98	98	97	97	96	96	94																																																																																																																													
長期前受金戻入	41	42	42	43	43	44	44	44	44	45																																																																																																																													
一般会計繰入金	56	57	59	61	62	64	64	66	67	69																																																																																																																													
その他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																													

No.	資料ページ	変更前	変更後
11	P59	<p>2 計画の進捗と点検・進捗管理の方法</p> <p><u>今後、この計画の実施状況を、適宜、評価・検証を行いながら、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。</u></p> <p><u>検証に当たっては、収支実績・取組効果の確認、業績目標や収支見通しとの乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のサイクルを活用し、定期的に進捗管理を行います。また、実績との乖離が著しい場合は、事業手法の見直し等について改めて検討します。</u></p>	<p>2 計画の推進と点検・進捗管理の方法</p> <p>各施策を着実に実施するため、「計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」のサイクルを活用し、本経営戦略に基づく取り組みの進捗管理を行います。取り組みの進捗状況について定期的に評価・検証を行うとともに、結果を公表し市民の皆さまの意見も取り入れながら、計画を推進していきます。</p> <p>また、5年に1度のサイクルで下水道使用料の水準を含む計画の見直しを行います。ただし、本経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合には、随時計画の見直しを行います。</p>